

(目的)

第1条 この告示は、特色ある教育活動を展開している小規模校において教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるとともに、併せて小規模校の教育活動の一層の活性化と複式学級の解消を図ることを目的とする。

(小規模特認校)

第2条 通学区域外の児童を受け入れる学校（以下「小規模特認校」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 佐野市立吾妻小学校
- (2) 佐野市立出流原小学校
- (3) 佐野市立栃本小学校
- (4) 佐野市立多田小学校

(受入れ学年)

第3条 小規模特認校の受入れ学年は、入学時を原則とする。ただし、佐野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。

(受入れ期間)

第4条 小規模特認校の受入れ期間は、小学校卒業までとする。

2 保護者の事情により通学が困難となった場合は、教育委員会は、小規模特認校校長と協議し、居住地の学校に通学させるものとする。

(入学の申請)

第5条 小規模特認校へ入学を希望する児童の保護者（以下「保護者」という。）は、小規模特認校入学申請書（別記様式第1号）を定められた期間内に教育委員会に提出しなければならない。ただし、2学年以上で転学を希望する保護者にあつては、在学する校長の意見書（別記様式第2号）を添付するものとする。

(入学の条件)

第6条 保護者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 通学する小規模特認校の教育活動に賛同すること。
- (2) 通学に当たっては、保護者の負担と責任において行うこと。
- (3) 1年以上の通年通学をさせること。

(審査)

第7条 教育委員会は、第5条の入学申請書が提出されたときは、小規模特認校校長と協議し、その結果について、保護者に小規模特認校入学許可書（別記様式第3号）又は不許可通知書（別記様式第4号）をもって通知するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。